

未成年後見人補償制度のご案内

被後見人用 傷害保険（総合生活保険）

補償内容

主に下記のような場合に保険金をお支払いします。

傷害補償

交通事故をはじめ、日常生活中に起きる急激かつ偶然な外来の事故による色々なケガまたは熱中症から、旅行中のケガや熱中症まで補償します。

家庭内でのケガ



交通事故によるケガ



スポーツ中のケガ



通勤途上のケガ



旅行中のケガ



道路通行中のケガ



工作中的のケガ



火災によるケガ



個人賠償責任

日常生活の中で、偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



買い物中に高価な花瓶を誤って割ってしまった



自転車を運転中、通行人に誤ってケガをさせてしまった

保険金額・保険料

補償内容	保険金額
後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	1,000円
通院保険金日額	500円
個人賠償責任保険金額	国内 1億円／国外 1億円
年間保険料	8,420円

※手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

未成年後見業務賠償責任保険

保険金をお支払いする主な場合

被保険者またはその業務補助者による未成年後見業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して保険金が支払われます。

なお、上記の損害について保険金が支払われるのは、損害賠償請求が保険期間中に日本国内において被保険者に対してなされた場合に限りです。

また、業務遂行に伴う不当行為に起因する人格権侵害についても補償の対象となります。

支払限度額・免責金額（自己負担額）・保険料

	支払限度額	免責金額 (1請求)
対人事故	1名/1請求・保険期間中総支払限度額： 1億円	1,000円
対物事故	1請求・保険期間中総支払限度額： 1億円	1万円
純粹経済損害	1請求・保険期間中総支払限度額： 200万円	1万円
貨紙幣の紛失・盗取・詐取	1請求・保険期間中： 3万円	免責金額なし
人格権侵害	1名/1請求・保険期間中： 200万円	1万円
年間保険料		5,210円

このチラシは「未成年後見業務賠償責任保険（未成年後見業務特約条項等付帯専門的業務賠償責任保険）」、「被後見人向け保険（総合生活保険（傷害補償）」の補償の概要について説明したものです。保険の内容につきましては、「未成年後見人支援事業に関する未成年後見人補償制度の手引き」をご覧ください。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読み下さい。詳細は、契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先>

【代理店】 ジャパンスペシャリティエージェンシー株式会社
住所：東京都目黒区目黒本町3-5-10-1階
TEL：03-5725-1234

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 医療福祉法人部
住所：東京都千代田区三番町6-4
TEL：03-3515-4143